

保護者のみなさまへ

令和6年度就学援助制度について（お知らせ）

吉野ヶ里町教育委員会

当町在住で、経済的な理由により、お子様を吉野ヶ里町立小中学校に通学させるのが困難な保護者に対して、就学費用の一部を援助する制度があります。

申請用紙の受け取り・提出は学校教育課です。必要事項を記入、押印し、添付書類を添えて令和6年1月11日（木）～3月29日（金）までに提出してください。その後も随時受け付けますが、月割り額の支給となり、区分によっては支給されないものもあります。

また、新入学児童生徒学用品費については、希望される方へ入学前支給を行います。入学前支給を希望される方は、令和6年3月8日（金）までに申請書をご提出ください。

〔添付書類〕

世帯全員の収入を証明するもの（令和5年分の源泉徴収票または確定申告書の写し、年金源泉徴収票、児童扶養手当証書の写し、遺族年金証書の写しなど）と振込先通帳の写しを一緒にご提出ください。

この制度は年度単位で実施しています。令和5年度に認定されている方も、引き続き令和6年度の援助を希望される場合は、申請が必要です。

〔認定条件〕

経済力判定の目安として、世帯全員の所得合計額と生活保護基準額を比較し判定します。新入学児童生徒学用品費（入学前支給）は令和5年度（令和4年中）の所得等の情報、その他の援助費は令和6年度（令和5年中）の所得等の情報を基に判定を行いますので、援助費の種類によって支給されない場合もあります。

また、世帯分離等で住民票は別でも、同一住所にお住まいの方は世帯員とみなします。所得のない方も（学生を除く）確定申告を済ませてください。

〔判定〕

判定結果は、原則として7月上旬に学校を通じてお知らせします。新入学児童生徒学用品費の入学前支給の判定結果については、随時郵送にてお知らせします。

〔支給方法〕

原則として、学期ごとに指定された口座へ振り込みます。新入学児童生徒学用品費について入学前支給を希望された場合は、随時指定された口座へ振り込みます。なお、校納金や給食費等について未納がある方については、学期ごとに学校を通じて現金支給します（必要に応じて未納相当額を就学援助費から充当させていただきます。）。

援助内容（年額）

令和5年11月11日現在

区 分		小学校児童	中学校生徒
学用品費		11,630 円	22,730 円
通学用品費	1年生を除く	2,270 円	2,270 円
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	参加した場合	実費のうち交通費 及び見学科	実費のうち交通費 及び見学科
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	参加した場合	実費のうち交通費 及び見学科	実費のうち交通費 及び見学科
新入学児童生徒学用品費	1年生 (1学期認定者のみ) 入学予定者	54,060 円	63,000 円
修学旅行費	小学6年 中学3年	実費	実費
学校給食費		実費	実費
医療費		特定の疾病(むし歯、結膜炎、トラコーマ、中耳炎慢性副鼻腔炎、アデノイド、白癬、疥癬、濃痂疹)にかかり、学校で治療を指示された場合の医療機関での診療費用	

- ・年度途中の申請等により認定が年度途中になる場合は、認定月からの月割で支給します。
- ・修学旅行費及び校外活動費（宿泊を伴うもの）については、認定後に当該行事に参加した認定者について支給します。
- ・転出入に係る支給については、転出入先の市町村と協議し、重複支給がないようにします。
- ・個人番号については、令和6年1月1日の住所が吉野ヶ里町外の方、又は新入学児童生徒学用品費の入学前支給を希望する場合で令和5年1月1日の住所が吉野ヶ里町外の方のみ必要です。
- ・保護者の失業等で、所得の内容と実態が明らかに異なる場合は「雇用保険証」や「離職票」のコピーなどを添付してください。
- ・吉野ヶ里町立小中学校以外の小中学校に通学のお子様は援助対象外ですのでご了承ください。

認定後に支給される援助費は、子どもたちの学校教育のためにお使いください。
学校納入金が免除になる制度ではありませんので、月々の学校納入金の納付についてご理解ください。

【提出先・問い合わせ先】

吉野ヶ里町教育委員会（中央公民館内）
学校教育課 学校教育係 TEL37-0339